

公的組織 BCP・法環境研究会 2010 年度 第 1 回会合 (議事録)

1. 会合概要

- (1) 開催日時：2010 年 8 月 2 日(月) 19:00 ~20:45
- (2) 場所 所在地：東京都中央区日本橋本町 4-3-4 東海日本橋ビル 7 階
会場名：事業継続推進機構 東京オペレーション事務所 会議室
- (3) 今回の議長役：森
- (4) 議事録作成者：上田
- (5) 今回の幹事：森
- (6) 出席者：16 名 (オブザーバー 6 名含む)
欠席者：10 名

出席メンバー		出席メンバー		オブザーバー など	
1.奥山様	<input checked="" type="checkbox"/>	11.	<input type="checkbox"/>	理事長 丸谷様	<input checked="" type="checkbox"/>
2.山田様	<input checked="" type="checkbox"/>	12.	<input type="checkbox"/>	事務局長・公的組織 BCP 研究会座長 細坪様	<input checked="" type="checkbox"/>
3.吉田様	<input checked="" type="checkbox"/>	13.	<input type="checkbox"/>	理事 深谷様	<input checked="" type="checkbox"/>
4.矢野様	<input checked="" type="checkbox"/>	14.	<input type="checkbox"/>	品川区(4 名)	<input checked="" type="checkbox"/>
5.渡辺様	<input checked="" type="checkbox"/>	15.	<input type="checkbox"/>	本間様	<input checked="" type="checkbox"/>
6.小山様	<input checked="" type="checkbox"/>	16.	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
7.上田様	<input checked="" type="checkbox"/>	17.	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
8.	<input type="checkbox"/>	18.	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
9.	<input type="checkbox"/>	19.	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
10.	<input type="checkbox"/>	20.	<input type="checkbox"/>	座長 森	<input checked="" type="checkbox"/>

- (7) 主要な決定事項
- ① 副座長 上田・山田
 - ② 活動方針の概要：1.5 年の計画とし、本年度は情報収集を主に行ない、次年度以降 BCP の普及に資する成果物の作成を目標とする。詳細は月例会をしながら調整していく。
 - ③ 会合は月例会を原則とするが、その他見学会など計画する
 - ④ 年間活動計画を座長が作成
- (8) 次回開催予定 (未定 9 月下旬を予定)
- ① 開催日時：2010 年 9 月 16 日(木) : 16:00-18:00
 - ② 場所 所在地：新橋汐留地区
会場名：トッパン・フォームズ様 会議室 (予定)
終了後、懇親会を計画中 (詳細未定)
- (9) 配付資料
- ① 議題提案
 - ② すぐかけ台キャンパス教育業務継続計画の策定 (丸谷氏提供)

2. 議事内容

(1) 公的組織 BCP の活動報告

座長細坪氏から、過去2年間の活動報告と成果の概要報告。(研究結果は活動報告書にあるので、会員サイトで閲覧できる)。

合同研究会となった経緯の説明。

(2) 法的環境研究に当たっての提案

- ・ 理事長丸谷氏から、法的問題の研究を始めるに当たって、基本的な法体系の説明と行政（政府・自治体）の立場の説明をふくめ、留意点の概括。判例主義が原則になる。
- ・ 法律の所管省庁は、法主旨・運用方針などを説明できるが、想定される具体的な事例に関する事前判断に関しては、慎重になる。また、自治体の立場も、法的判断は国に依存するので、明確な立場の表明は困難な場合がある。
- ・ 以上のような、特性を理解して、研究を進めて行くことを推薦する。主要な法律の条文を逐一読みこなしても、効果的ではなく、まず全体の構成と解説書などで関連する部分を理解して、必要なところだけ条文を理解する方法が、実利的と思われる。

(3) 事例の提案

- ・ メンバーから、実際の事例の紹介と、関連する法規との課題など、多数紹介あり。
- ・ 事例を中心に検討をするのが、企業にとってはわかりやすいとの意見。
- ・ 二次的に法的規制を受ける企業のケースもあり（顧客が規制企業で、結果自社もサービスを提供せざるを得ない）、やはり全般的に理解する必要があるという意見。
- ・ 実際に行政と連携している企業のケースもあり、企業と行政の整合性を確認する必要があるとの意見。
- ・ 関係法規は、災害対策基本法、災害救助法、激甚災害法、警察官職務執行法、消防法、自衛隊法、感染症法などあり、派生的に労働基準法、税法、労働安全衛生法などがあるとの意見。
- ・ 激甚災害法は、復興支援のための地方公共団体等の財政援助・支援のための法律で、民間企業には直接関連すると誤解のないようにとの、指摘（丸谷氏）。
- ・ 災対法を手始めに読み始めてはどうか、という意見と、全体を概観するほうが効率がよいであろう、という意見。
- ・ 丸谷氏より、概要の解説本があるので、紹介いただけるとの提案。

以上